

承諾書

松井証券株式会社 御中

私は、平成 25 年 7 月 16 日付で、「差換預託に関する同意書」（本承諾書の後に添付）が下記のとおり改訂されることを承諾し、これを証するため、この文書を差し入れます。

記

改訂後	改訂前
<p>私は、私が貴社に差し入れた先物・オプション取引口座設定約諾書(以下「約諾書」という。)第 3 条第 2 項の規定に基づき、私が差し入れまたは預託した証拠金のうち委託証拠金の全部または一部につき、貴社による差換預託が行われることについて、ここに同意します。つきましては、約諾書第 17 条の規定により私の委託に基づく未決済約定につき<u>支払不能による売買停止等時の建玉の移管または転売もしくは買戻しもしくは権利行使が行われた場合</u>においては、次の各号に掲げる事項につき、一切の異議を申し立てないことを承諾します。</p> <p>(1) 株式会社<u>日本証券クリアリング機構</u>は、貴社について支払不能による売買停止等が行われた後遅滞なく、貴社が差換預託分の取引証拠金として預託している代用有価証券を適当と認める方法により換金処分すること。この場合において、当該換金のために要した費用は、当該取引証拠金の額から差し引かれること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>私は、私が貴社に差し入れた先物・オプション取引口座設定約諾書(以下「約諾書」という。)第 3 条第 2 項の規定に基づき、私が差し入れまたは預託した証拠金のうち委託証拠金の全部または一部につき、貴社による差換預託が行われることについて、ここに同意します。つきましては、約諾書第 17 条の規定により私の委託に基づく未決済約定につき<u>売買停止等時の建玉の移管または転売もしくは買戻しもしくは権利行使が行われた場合</u>においては、次の各号に掲げる事項につき、一切の異議を申し立てないことを承諾します。</p> <p>(1) 株式会社<u>大阪証券取引所</u>は、貴社について支払不能による売買停止等が行われた後遅滞なく、貴社が差換預託分の取引証拠金として預託している代用有価証券を適当と認める方法により換金処分すること。この場合において、当該換金のために要した費用は、当該取引証拠金の額から差し引かれること。</p> <p>(2) (略)</p>

(3) 私が取引証拠金の返還を求めた場合において、貴社が差換預託分の取引証拠金として預託している代用有価証券に係る相場の変動等のため、私が返還請求権を有する額全額の返還が受けられないことがあります。この場合の未返還額については、未決済約定の引継ぎが行われた場合における引継先の取引参加者(引継先の取引参加者が非清算参加者である場合にはその指定清算参加者を含む。)および株式会社日本証券クリアリング機構に対しては、一切の請求を行わないこと。

(3) 私が取引証拠金の返還を求めた場合において、貴社が差換預託分の取引証拠金として預託している代用有価証券に係る相場の変動等のため、私が返還請求権を有する額全額の返還が受けられないことがあります。この場合の未返還額については、未決済約定の引継ぎが行われた場合における引継先の取引参加者(引継先の取引参加者が非清算参加者である場合にはその指定清算参加者を含む。)および株式会社大阪証券取引所に対しては、一切の請求を行わないこと。

差換預託に関する同意書（平成 25 年 7 月 15 日まで）

私は、私が貴社に差し入れた先物・オプション取引口座設定約諾書(以下「約諾書」という。)第 3 条第 2 項の規定に基づき、私が差し入れまたは預託した証拠金のうち委託証拠金の全部または一部につき、貴社による差換預託が行われることについて、ここに同意します。つきましては、約諾書第 17 条の規定により私の委託に基づく未決済約定につき売買停止等時の建玉の移管または転売もしくは買戻しもしくは権利行使が行われた場合においては、次の各号に掲げる事項につき、一切の異議を申し立てないことを承諾します。

- (1) 株式会社大阪証券取引所は、貴社について支払不能による売買停止等が行われた後遅滞なく、貴社が差換預託分の取引証拠金として預託している代用有価証券を適当と認める方法により換金処分すること。この場合において、当該換金のために要した費用は、当該取引証拠金の額から差し引かれること。
- (2) 私が取引証拠金の返還を求めた場合には、私の預託した委託証拠金が現金であるか代用有価証券であるかにかかわらず、金銭でのみ返還が行われること。
- (3) 私が取引証拠金の返還を求めた場合において、貴社が差換預託分の取引証

抛金として預託している代用有価証券に係る相場の変動等のため、私が返還請求権を有する額全額の返還が受けられないことがあり得ること。この場合の未返還額については、未決済約定の引継ぎが行われた場合における引継先の取引参加者(引継先の取引参加者が非清算参加者である場合にはその指定清算参加者を含む。)および株式会社大阪証券取引所に対しては、一切の請求を行わないこと。

以上